特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 R 日 (水) (2024年)

No. 16197 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般社団法人 発明推進

東京都港区虎ノ門2-9-1

虚ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

☆知財の常識・非常識 ⑤ 特許発明の技術的範囲と明細書に開示された技術的思想(1)

☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート

No.45 · · · · · (11)

☆オンライン知的財産セミナー(ライセンス

契約と共同研究開発契約の勘所) ………(12)

知財の常識・訂語職 51

特許発明の技術的範囲と明細書に 開示された技術的思想

桜坂法律事務所

弁護士・弁理士 堀籠 佳典

1. はじめに

今回は、特許発明の技術的範囲が明細書(発明の 詳細な説明及び図面)に開示された技術的思想を理 由に本来の文言よりも狭く解釈される可能性につい て検討します。

特許権の権利範囲を画する特許発明の技術的範囲 について、特許法70条1項は、「特許発明の技術的

範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基 づいて定めなければならない。|と規定し、同2項は、 「前項の場合においては、願書に添付した明細書の 記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載さ れた用語の意義を解釈するものとする。| と規定して います。特許法には「技術的範囲」の定義はありま せんが、「発明」とは、自然法則を利用した技術的思



令和5年版

職員録

編集•発行 国立印刷局 2023年12月刊 A5判 税込価格 上•下各卷 14,960円

(本体価格 13,600円 消費税(10%)1,360円)

上巻 中央官庁等

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。

978-4-17-073601-3

下巻 都道府県・市町村等 978-4-17-073602-0

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。

編集・発行 国立印刷局

月刊

官報に掲載された法令(憲法改正・詔書・法律・政令・条約・省令・告示等)を 月まとめで集録して、掲載事項毎に官報掲載日順・各官庁順に見やすく再編集。

総目録 1年間(暦年)に交付された全法令の件名を収録。

月刊 年12回/毎翌月25日 総目録 毎年3月中旬刊 定価 8,910円(本体価格 8,100円 消費税(10%) 810円)

ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島 6 丁目 7-15 http://www.gov-book.or.jp

想1の創作のうち高度のもの(2条1項)を言いま すので、「特許発明の技術的範囲」は、特許請求の範 囲に記載された発明を、文字としての表現方法では なく、技術的思想ないしは技術内容に着目した場合 のその範囲と言ってよいかと思います。

特許出願書類において、技術的思想は、「特許請 求の範囲」と「発明の詳細な説明」(及び図面)に記 載されますが、特許発明の権利範囲を定めるのは前 者の方であり、後者はその説明にすぎません。しか し、特許制度は、発明の詳細な説明による発明内容 の公開の代償として特許請求の範囲の記載に基づく 技術的範囲に特許権という独占権を付与するもので すから、「特許請求に範囲」に記載される発明(技 術的思想)は、「発明の詳細な説明」(及び図面)で 開示された技術的思想(以下「明細書に開示された 技術的思想 | と言います。) ではなければなりません。 特許法36条6項1号(サポート要件)が、特許請求 の範囲の記載は「特許を受けようとする発明が発明 の詳細な説明に記載したもの」でなければならない としているのはそのためです。

2. 特許法70条2項の制定経緯とその意義 について

このように「特許請求の範囲」に記載される発明 と明細書に開示された技術的思想は関連しています ので、前者の意義を解釈する際に後者を参酌するの は当然とも言えます。その意味で、特許法70条2項 も当然のことを定めたものと理解することができま

この点、平成6年改正前の特許法には、現在の 特許法70条2項に相当する条文はありませんでした が2、特許請求の範囲の記載の意味内容をより具体 的に正確に判断する資料として明細書の他の部分に 記載されている発明の構造及び作用効果を考慮する ことは何ら差し支えないとされていました。

しかし、平成3年にいわゆるリパーゼ事件最高裁 判決(最判平成3年3月8日・昭和62年(行ツ)第 3号)が、発明の要旨の認定は、「特段の事情のな い限り、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の 記載に基づいてされるべきである。特許請求の範囲 の記載の技術的意義が一義的に明確に理解すること ができないとか、あるいは、一見してその記載が誤

記であることが明細書の発明の詳細な説明の記載に 昭らして明らかであるなどの特段の事情がある場合 に限って、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌 することが許されるにすぎない。」と判示し、特許 請求の範囲に記載された発明と明細書の記載(ない しは明細書に開示された技術的思想)とは基本的に 切り離されているともいえる解釈原則が示されまし to

リパーゼ判決は審査における発明の要旨認定に ついて判示したものですが、同判決の判示を受けて、 特許発明の技術的範囲の認定に関し、①特段の事情 のない限り、用語の意味の明確化という目的であっ ても、発明の詳細な説明や図面の参酌は許されない のか、②語義の明確化等のために、原則的に発明の 詳細な説明の参酌が許容されるとの前提に立った上 で、クレームに記載された技術的事項が、それ自体 として明確に把握できる場合には、それ以上に限定 するような仕方で発明の詳細な説明を参酌すること は許されず、また、発明の詳細な説明に記載があっ てもクレームに記載されていないものは記載のない ものとして取扱うべきか、について混乱が生じまし 7=3

そのため、工業所有権審議会答申を踏まえて、平 成6年改正では、特許法70条2項が挿入され4、特 許発明の技術的範囲を定めるにあたっては、発明の 詳細な説明の記載等を考慮して、特許請求の範囲に 記載された用語の意義を解釈するものとされました。 特許法70条2項は、特許請求の範囲に記載された 「用語」の意義の解釈を規定したものですから、特許 発明の技術的範囲を発明の詳細な説明中に記載され た実施例に限定して解釈することや、発明の詳細な 説明には記載されているが特許請求の記載には記載 されていない事項を特許請求の範囲に記載されてい るものと解釈することが容認されるものではないと されていました(平成6年法改正の解説)。

このように、特許法70条2項で規定していること は、特許請求の範囲に記載された「用語」の意義を、 発明の詳細な説明等の記載を考慮して解釈するとい うものであり、その文言上は必ずしも特許発明の技 術的範囲を明細書に開示された技術的思想に一致さ せるように解釈するというものではありません。発 明の詳細な説明等の記載の考慮は、特許請求の範囲

に記載された「用語」の意義の解釈の範囲で行わな ければならず、特許請求の記載に「記載されていな い事項を記載されているものと解釈することは許さ れない」という限界があることを前提にしていたと 思われます。

では、実際の裁判例では、この点はどのように運 用されているのでしょうか。

3. 機能クレームについて(とくに平成の判 何)

特許請求の範囲に記載された発明と明細書に開 示された技術的思想の乖離が問題となる典型的なも のは、特許請求の範囲が作用的又は機能的な表現で 記載されている、いわゆる機能クレームの場合です。 機能的クレームは、その概念及び表現が抽象的であ ることもあって、技術的範囲の解釈について従来か ら多くの場面で議論されています。

機能クレームの技術的範囲について判断を示した 裁判例はいくつもありますが、たとえば、東京地判 平成18年10月11日・平成17年(ワ)第22834号(地 震時ロック方法)は、以下のとおり、機能的表現で 記載された特許発明の技術的範囲は、発明の詳細な 説明等に開示された具体的な構成に示されている技 術思想に基づいて確定すべきであり、具体的には、 明細書及び図面に開示された構成及びそれらの記載 から当業者が実施し得る構成が当該発明の技術的範 囲に含まれると判示しています。

「このように、特許請求の範囲に記載された発明 の構成が機能的、抽象的な表現で記載されている 場合において、当該機能ないし作用効果を果たし 得る構成であればすべてその技術的範囲に含まれ ると解すると、明細書に開示されていない技術思 想に属する構成まで発明の技術的範囲に含まれ得 ることになり、出願人が発明した範囲を超えて特 許権による保護を与える結果となりかねないが、 このような結果が生ずることは、特許権に基づく 発明者の独占権は当該発明を公衆に対して開示す ることの代償として与えられるという特許法の理 念に反することとなる。したがって、特許請求の 範囲が上記のような表現で記載されている場合に は、その記載のみによって発明の技術的範囲を明 らかにすることはできず、上記記載に加えて明細

書の発明の詳細な説明及び図面の記載を参酌し、 そこに開示された具体的な構成に示されている技 術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定す べきである。具体的には、明細書及び図面に開示 された構成及びそれらの記載から当業者が実施し 得る構成が当該発明の技術的範囲に含まれると解 するのが相当である。

その他にも、東京地判平成10年12月22日・平成8 年(ワ)22124号(磁気媒体リーダー)、大阪地判平 成12年10月19日・平成11年(ワ)3968号(逢着機)、 東京地判平成16年12月28日・平成15年(ワ)第19733 号等(アイスクリーム充填苺)、大阪地判平成24年 11月8日・平成23年(ワ)第10341号(パソコン等 の器具の盗難防止連結装置)などで同様の基準が示 されています。

機能的表現で記載された発明(機能クレーム)に ついてこのような解釈 (限定解釈) を行う根拠とし ては、特許制度からの要請、特許法70条2項、36条 4 項⁵等が挙げられています⁶。

ここで、特許法70条2項の観点から見てみると、 機能クレームに関する裁判例のいくつかでは、特許 請求の範囲に記載された用語(機能的表現)の意義 を解釈する(他の言葉で表現する)のではなく、発 明の詳細な説明等に開示された構成と被疑侵害品 (被告製品)の構成の対比を行い、被疑侵害品の構成 が発明の詳細な説明等で開示された構成から当業者 が実施し得る構成であるといえるかを判断して、特 許発明の技術的範囲に含まれるか否かの認定を行っ ています。たとえば、前掲東京地判平成18年10月11 日では、特許請求の範囲に記載された「地震のゆれ がなくなることにより扉等の戻る動きと関係なく前 記係止体は扉等の開く動きを許容して動き可能な状 態になる」の充足性が問題となりましたが、被疑侵 害品は地震検出体として倒立分銅を用い中間体を介 在させる被疑侵害品の構成は本件特許明細書の詳細 な説明及び図面の記載から当業者が実施し得る構成 であると認めることもできないと理由で、特許発明 の技術的範囲に含まれないと判示されています。し かし、発明の詳細な説明に技術思想を考慮した結果、 「地震のゆれがなくなることにより扉等の戻る動き

と関係なく前記係止体は扉等の開く動きを許容して動き可能な状態になる」(ないしはそこに含まれる「用語」)の意義をどのように解すべきであるかについては直接判示されていません。その意味で、特許法70条2項に忠実な判示をした裁判例かと言われると多少疑問がないわけではありません。むしろ、明細書で開示した範囲しか独占権を与えるべきでないという特許制度からの要請を重視するものであり、そのためには、「記載されていない事項を記載されているものと解釈することは許されない」との原則は多少後退してもやむを得ないという価値観に基づいているのではないかと感じます。

なお、これらの裁判例では、「当業者が実施し得る構成」との言い回しが用いられていますが、特許制度からの要請が上記の解釈手法の根拠であるとすると、実施可能要件のことを述べているというよりは、発明の詳細な説明に記載された具体的な構成から当業者が技術的思想として膨らませることができるかという観点での説示であると理解した方がよいと思います。

4. 近時の裁判例

3で挙げた裁判例は、「機能クレームだから」という理由で、技術的範囲を文言よりも限定して解釈する姿勢が色濃く出ていましたが、特許制度からの要請という観点から、特許発明の技術的範囲を明細書に開示された技術的思想に一致させることを重視すれば、機能クレームであるか否かにかかわらず、明細書に開示された技術的思想に一致させるように特許発明の技術的範囲を解釈すべきでしょうし、また、それは特定の「用語」の意義の解釈というよりは、特許発明の全体としての技術的意義の解釈が重要となります。

そのような観点で見てみると、近時は、「機能クレーム」であるかをあまり重視することなく、発明全体としての技術的思想を明細書に開示された技術的思想に近づけるように解釈していると考えられる裁判例が多くみられます⁷。

①知財高判令和3年6月28日·令和3年6月28日(流体供給装置)

本件は、発明の名称を「流体供給装置及び流

体供給方法及び記憶媒体及びプログラム」とする発明の特許権を有する被控訴人が、給油装置に組み込まれ、電子マネーによる決済を可能にするプログラムを保存することができる設定器を製造・販売する控訴人に対して、同特許権に基づいて同設定器の製造・販売、販売申出の差止め等を求めた事案であり、非接触式ICカードがクレーム8の「記憶媒体」に該当するかが争点となりました。

同事件において、知財高裁は、

「言い換えると、本件従来技術においては、 給油開始前にプリペイドカードを預かること (以下「媒体預かり」という。)と給油終了後 に代金を引き落とすこと (以下「後引落し」 という。)との組合せによって、代金回収不能 のリスクを避けつつセルフ式GSの運営を可 能にしていた。これに対し、本件発明は、代 金回収不能のリスクを避けつつセルフ式GS の運営を可能にするだけでなく、本件3課題 を解決するために、「先引落し」と「後精算」 との組合せを採用したものといえる。」

「しかしながら、本件発明の技術的意義が上 記1のとおりであることに照らして,「媒体 預かり」と「後引落し」との組合せによる決 済を想定できる記憶媒体でなければ、本件3 課題が生じることはなく、したがって、本件 発明の構成によって課題を解決するという効 果が発揮されたことにならないから、上記の 組合せによる決済を想定できない記憶媒体 は、本件発明の「記憶媒体 には当たらない。」 「そうすると、被告給油装置において用いら れている電子マネー媒体は、本件発明が解決 の対象としている本件3課題を有するもので はなく. したがって. 本件発明による解決手 段の対象ともならないのであるから、本件発 明にいう「記憶媒体」には当たらないという べきである。」

として、(給油装置に取り込まれることのない) 非接触式 I Cカード (電子マネー媒体) は本件 発明の「記憶媒体」には当たらないと判示しま した。 ②東京地判令和6年4月17日・令和5年(ワ)第 70001号 (排水処理システム)

本件は、発明の名称を「廃水処理装置」とす る発明の特許権の専用実施権を有する原告が、 同専用実施権に基づき、被告の排水処理システ ムの生産、使用、譲渡等の差止め等を請求した 事案であり、被告の排水処理システムが構成要 件D (「該第2の収容槽内に酸素を含むマイク ロナノバブルを供給する酸素供給手段としを充 足するかが争点となりました⁹。

裁判所は、

「(2) 以上のような本件明細書等から認め られる本件各発明の目的、課題の解決手段か らすれば、本件各発明は、オゾンによる殺菌 等を行った処理後の被処理水に含まれる残才 ゾンの低減と、被処理水の生物処理の促進と を両立させることができる廃水処理装置及び 廃水処理方法を提供することを目的としてお り、その解決手段としては、第1の収容槽内 にオゾンを含むマイクロナノバブルを供給す るオゾン供給手段を有するとともに、第1の 収容槽とは別に、被処理水の生物処理を行う 第2の収容槽を設けることとした上で、そこ に第1の収容槽においてオゾンによって処理 された被処理水を残オゾンとともに収容し、 生物処理能力を低減させる原因となる残オゾ ンを積極的に酸素分子に化学変化させるため に、第2の収容槽内に酸素を含むマイクロナ ノバブルを供給する酸素供給手段と、所定の 担体を有するというものである。

「・・・「第2の収容槽内に酸素を含むマイ クロナノバブルを供給する酸素供給手段しは、 第1の収容槽への供給手段と異なり、そのマ イクロナノバブルにはオゾンが積極的に加え られているものではなく、その供給手段には、 オゾンが積極的に加えられたマイクロナノバ ブルを供給する供給手段を含まないというべ きである。したがって、第2の収容槽内にオ ゾンが積極的に加えられたマイクロナノバ ブルを供給する酸素供給手段を有する装置は、 構成要件Dを充足しないと解される。」

と判示し、被告の排水処理システムにおいては、

第2の収容槽内の酸素供給手段は、「オゾンが 積極的に加えられた | マイクロナノバブルを供 給するものであるから、構成要件Dを充足しな いと判断しました。

③東京地判令和6年4月17日・令和4年(ワ)第 18830号(転がり装置)

本件は、発明の名称を「転がり装置、及びそ の製造方法 とする発明の特許権を有する原告 が、同特許権に基づき、被告らに対し被告製品 (自動車のターボチャージャーユニットに組付 けられる軸受)の製造、使用及び譲渡等の差止 め等を請求した事案であり、被告製品が、構成 要件1-Aにおける「転送路の間に転動自在に 介挿させた複数の転動体により構成され」を充 足するかが争点となりました10。

裁判所は、

「以上に照らすと、本件発明1においては、 転動体に対して公転速度の加減を行って転動 体同士の間隔を調整し、本件発明1の効果 を奏しているのであるから、本件発明1は、 個々の転動体に対して公転速度の加減を行う ことができ、その速度の加減に基づき転動体 同士の間隔を調整できてその「競い合い」を 防ぐ構成を前提としているといえる。した がって、構成要件1-Aの「転送路の間に転 動自在に介挿させた複数の転動体により構成 され」に該当する構成は、個々の転動体に対 して公転速度の加減を行うことができ、それ に基づき転動体同士の間隔を調整できる構成 のものであると認められる。

ここで、軸受には、転動体同士の間隔を一 定に保持する保持器を有するものがあるとこ ろ、このような構成の軸受では、転動体同士 の間隔は保持器によって保持されているので あるから、本件発明1と異なり、複数の転動 体に対する公転速度の加減を行った上で、そ れに基づき転動体同士の間隔を調整するとい うことはできない。本件明細書にも、転動体 同士の間隔を一定に保持する保持器を有する 軸受について、本件発明1の構成をとること によって、上記のような本件発明1の効果を

奏することとなることについては、記載も示 唆もない。したがって、転動体同士の間隔を 一定に保持する保持器を有する軸受は、構成 要件1-Aにおける「転送路の間に転動自在 に介挿させた複数の転動体により構成され」 との構成に該当しないというのが相当であ る。

「以上のとおり、転動体の間隔を一定に保持 する保持器を有する軸受は、構成要件1-A における「転送路の間に転動自在に介挿させ た複数の転動体により構成され」との構成を 充足しないところ、被告製品は、前記第2の 1(6)のとおり、転動体である玉は、部分的 に囲まれて穴にはめ込まれる形で保持器に収 まっており、その保持器によって玉同士の間 隔を常に一定に保持されている。そうすると、 被告製品は、構成要件1-Aを充足しない。」 と判示しました。

これらの裁判例は、いずれも発明の詳細に記 載された発明の技術的意義に照らして、特許発 明の技術的範囲を限定的に解釈したものであり、 具体的には、上記①は、「記憶媒体」は、本件 発明の課題を有するもの、すなわち、「媒体預 かり | と「後引落し | との組合せによる決済を 想定できる記憶媒体でなければならない、②は、 「酸素を含むマイクロナノバブル」は、「オゾン を積極的に加えていない」ものでなければなら ない、③は、「転送路の間に転動自在に介挿さ せた複数の転動体により構成され」は、「個々の 転動体に対して公転速度の加減を行うことがで き、それに基づき転動体同士の間隔を調整でき る」ものではなければならない、とそれぞれ限 定して解釈しています。

ここで、クレームの「記憶媒体」、「酸素を含 むマイクロナノバブル」、「転送路の間に転動自 在に介挿させた複数の転動体により構成され」 はいずれも機能的な表現ではありませんので (少なくとも機能的表現であるとは認定されて いませんし、「機能クレームだから」という理由 で限定解釈したものではありません。)、必ずし も機能的クレームに関する裁判例の範疇に属す

るとは言えず、裁判所は、機能クレームでなく ても、特許発明の技術的範囲を明細書に開示さ れた技術的思想に一致させようとする解釈をす ることが示されています。また、これらの事案 における特許発明の請求項には「媒体預かり」、 「オゾンを積極的に加えていない」、「個々の転 動体に対して公転速度の加減を行うことができ、 それに基づき転動体同士の間隔を調整できる」 の記載は一切ないので、これらの解釈は「記載 されていない事項を記載されているものと解釈 することは許されない」との原則を緩めている との印象も否めず11、これは、特許発明の技術 的範囲を明細書に開示された技術的思想に一致 させる必要をより重視したものと言えるでしょ う。また、解釈の際に、特定に用語に着目して その意味内容を明らかにするというよりは、あ る程度まとまった記載(構成要件)の全体の意 義内容を明らかにしようとしています。その意 味で、特許法70条2項にいう「用語」の解釈と いう思考を超えた解釈手法ということができる かもしれません。

5 医薬・バイオ分野の裁判例

上記4で示した裁判例(機械・電気の分野)は、 特許発明の技術的範囲を発明の詳細な説明等に開示 された技術的思想に一致させようとすることによ り、結果的に、権利範囲が限定的なものとなってい ました。これに対し、医薬・バイオの分野の発明で は、一見機能的クレームに見えるものであっても、 裁判所は限定解釈しなかったものがいくつかありま す。

④知財高判令和元年10月30日・平成31年(ネ) 第10014号 (PCSK9に対する抗原結合タン パク質)

本件は、発明の名称を「プロタンパク質コ ンベルターゼスブチリシンケクシン9型(PC SK9) に対する抗原結合タンパク質」とする 2件の特許権を有する被控訴人が、控訴人に対 し、控訴人による被告製品及び被告モノクロー ナル抗体の生産, 譲渡, 輸入又は譲渡の申出 が、本件各特許権を侵害する旨主張して、上記 各行為の差止め並びに被告製品及び被告モノク ローナル抗体の廃棄を求めた事案であり、本件 各発明の技術的範囲は、本件各明細書にアミノ 酸配列が記載された具体的な抗体又は当該抗体 に対して特定の位置のアミノ酸の1若しくは数 個のアミノ酸が置換されたアミノ酸配列を有す る抗体に限定されるかが争点の1つとなりまし t=12

裁判所は、

「(2) 前記(1)の本件各明細書の記載によ れば、本件各発明の概要は、以下のとおりで あると認められる。

すなわち、 PCSK 9 (プロタンパク質コ ンベルターゼスブチリシンケクシン9型)は、 LDLR (低密度リポタンパク質受容体)と 結合して、相互作用し、LDLRとともに肝 臓の細胞内に取り込まれ、肝臓中のLDLR のレベルを低下させ、さらには、細胞表面 (細胞外) でLDLへの結合に利用可能なL DLRの量を減少させることにより、対象中 のLDLの量を増加させる(【0002】, 【0003】, 【0071】)。参照抗体1(本件発明1)又は参 照抗体2(本件発明2)と「競合」する、単 離されたモノクローナル抗体は、PCSK9 がLDLRに結合するのを妨げる位置及び/ 又は様式で、PCSK9に結合し、PCS K9とLDLR間の相互作用(結合)を遮断 し. 又は低下させ. 「競合的に中和する」中 和抗原結合タンパク質(中和ABP)である ([0138], [0140], [0155], [0157], [0261], [0262]. [0269]. 表2)。このPCSK9に 対する中和ABPは、PCSK9とLDLR との結合を中和し、LDLRの量を増加させ ることにより、対象中のLDLの量を低下さ せ、対象中の血清コレステロールの低下をも たらす効果を奏し、また、この効果により、 高コレステロール血症などの上昇したコレス テロールレベルが関連する疾患を治療し,又 は予防し、疾患のリスクを低減することがで きるので、治療的に有用であり得る(【0155】. [0270], [0271], [0276])_o

「本件各発明をいわゆる「機能的クレーム」

と呼ぶかはさておき、特許発明の技術的範囲 は、特許請求の範囲の記載に基づいて定めな ければならず、明細書の記載及び図面を考慮 して、そこに開示された技術的思想に基づい て解釈すべきであって、控訴人の主張は、サ ポート要件又は実施可能要件の問題として検 討されるべきものである。本件各明細書に開 示された技術的思想は、参照抗体1又は2と 競合する単離されたモノクローナル抗体が, PCSK9がLDLRに結合するのを妨げる 位置及び/又は様式で、PCSK9に結合 し、PCSK9とLDLR間の結合を遮断し (中和). 対象中のLDLの量を低下させ、対 象中の血清コレステロールの低下をもたらす 効果を奏するというものである。そして、被 告モノクローナル抗体及び被告製品は、上記 技術的思想に基づいて解釈された本件各発明 の技術的範囲に属することは、 前記のとおり である。」

と判示して、本件各発明のモノクローナル抗体 は、本件各明細書にアミノ酸配列が記載された 具体的な抗体等には限定されないと判断しまし た。

⑤東京地判平成30年3月28日・平成28年(ワ) 第11475号 (第区因子/第区 a 因子の抗体およ び抗体誘導)

本件は、発明の名称を「第IX因子/第IXa因 子の抗体および抗体誘導体」とする特許権を共 有する原告らが、被告製品(医薬品)は特許発 明の技術的範囲に属するとして、その製造、使 用、譲渡等の差止め等を求めた事案であり、被 告製品が「凝血促進活性を増大させる」(構 成要件1B)を充足するかが争点となりまし た。

裁判所は、

「「凝血促進活性を増大させる」との記載の意 義については、本件明細書においてこれを定 義した記載はない上.「血液凝固障害の処置 のための調製物を提供する | (段落【0010】) という本件各発明の目的そのものであり、か つ、本件各発明における抗体又は抗体誘導体 の機能又は作用を表現しているのみであって、本件各発明の目的又は効果を達成するために必要な具体的構成を明らかにしているものではない。

特許請求の範囲が上記のように抽象的,機能的な表現で記載されている場合においては,その記載のみによって発明の技術的範囲を明らかにすることはできず,上記記載に加えて明細書及び図面の記載を参酌し,そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきである。

ただし、このことは、特許発明の技術的 範囲を具体的な実施例に限定するものではな く、明細書及び図面の記載から当業者が実施 し得る構成であれば、その技術的範囲に含ま れるものと解すべきである。

そこで、本件明細書において開示された具体的構成に示されている技術思想について検 討する。

ア ある抗体が、第区因子又は第区 a 因子に結 合し、第IX a 因子の凝血促進活性を増加する か又は第四因子様活性を有することを示すた めの試験方法としては、凝血試験や色素形成 試験等があり、これらによって評価が可能で ある(段落【0013】【0014】、【0037】、【0065】)。 そして、第IX a 因子に対する抗体をスクリー ニングし、色素形成アッセイによって第四因 子様活性を有するモノクローナル抗体(モ ノスペシフィック抗体) が複数作製されてお り (実施例4, 9), そのなかで第四因子イン ヒビターを有する血漿の凝血をもたらす抗体 (193/AD3)も確認されている(実施例7)。 よって、当業者は、第IX a 因子に対する抗体 をスクリーニングすることにより、過度の 試行錯誤を要することなく, 一定の割合で凝 血促進活性を増大させるモノクローナル抗体 (モノスペシフィック抗体)を作製できたと認 められる。

もっとも,「凝血促進活性を増大させる」 程度については,本件明細書においては,色 素形成アッセイにおけるネガティブコント ロールとの比が、1.7程度 (・・・) や2程度 (・・・) の場合においても、「凝血促進活性を増大させる」とは評価されていないのであるから、「凝血促進活性を増大させる」とは、少なくともネガティブコントロールとの比が2程度を超える程度のものでなければならないものと解するのが相当である。」

と判示しました。この判決はいわゆる機能クレームの解釈手法を採用しつつも、「当業者は、第IX a 因子に対する抗体をスクリーニングすることにより、過度の試行錯誤を要することなく、一定の割合で凝血促進活性を増大させるモノクローナル抗体(モノスペシフィック抗体)を作製できた」ことを理由に、結論において、「凝血促進活性を増大させる」は文言どおりに解釈したものと理解されます(ただし、「凝血促進活性を増大させる」程度については、発明の詳細な説明の記載から「少なくともネガティブコントロールとの比が2程度を超える程度のもの」との限定解釈がなされてます。)。

このように医薬・バイオの分野では、クレームに機能的表現が用いられている場合であっても、発明の詳細な説明等で開示された技術的思想によって、結果として、限定解釈されることは少ないように思われます。これは、医薬・バイオの分野では、技術的思想とこれを具現化した物の構造式等が無数に存在するため、ある程度抽象的な表現を認めざるを得ないこと、抽象的に表現された技術的思想を具現化した物を製造する技術(スクリーニング等)が高度に発展していることなどが影響しているのでないかと考えます。

6. まとめ

以上のとおり、近時の裁判例を見る限り、裁判所は、「機能的クレーム」であるか否かにかかわらず(また、特許請求の範囲の記載が一義的に明確であるかにかかわらず)、特許発明の技術的範囲を明細書に開示された技術的思想に一致させようとするクレーム解釈をする傾向があり、また、その際には、「用語」

の意義の解釈(特許法70条2項)にとどまらず、技 術的思想の観点から解釈を行うことが多くなってい ます。訴訟を遂行する際には、裁判例の傾向を踏ま えて攻撃防御を行う必要があると思われます。

- 1 技術的思想とは、一定の目的を達成する具体的手段 であり、一定の目的を実現するための何らかの具体的 態様や構成を有していることを要するとともに、その 手段が実施可能であって、かつ反復可能であるもので なければならないとされています(新・註解特許法「第 2版] 上巻29頁)。
- 2 平成6年改正前の特許法でも、70条1項で「特許発 明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の 記載に基づいて定めなければならない。」と定められ ていましたが、現在の同2項に相当する規定は存在し ませんでした (旧2項には、現3項の「要約書の記載 を考慮してはならない。」に相当する規定がありまし た。)。
- 3 同判決は、特許請求の範囲には、特許を受けようと する発明の構成に欠くことができない事項のみを記載 しなければならないと定められていた(旧36条5項2 号) 旧法下のものであるため (同判決も旧36条5項2 号を根拠としていました。)、同規定が改正された後に も同判決の規範は適用されるのか、また、同判決の規 範は、発明の新規性や新法性等の判断における発明の 要旨認定だけでなく、権利行使段階における特許発明 の技術的範囲に解釈にも適用されるのか、等について 議論が生じました。
- 4 当時の条文は「前項の場合においては、願書に添付 した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図 面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意 義を解釈するものとする。」ででした。
- 5 特許法36条4項自身は、特許請求の範囲に記載され た発明と明細書に開示された技術的思想が乖離してい る場合に、36条4項違反の無効理由があるとすべきな のか、特許発明の技術的範囲を限定解釈すべきなのか の指針にはならないように思われます。
- 明細書の用語は、その有する普通の意味で使用し、 かつ明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して 使用することが求められるとする特許法施行規則24条、 様式第29備考8が挙げられることもあります。

- 7 以下に述べる裁判例以外にも、東京地判令和6年2 月9日・令和5年(ワ)第70454号(検査分析サービ ス提供システム)、東京地判令和5年12月6日・令和 3年(ワ)第18262号(女性用衣料)、知財高判令和5 年10月4日・令和5年(ネ)第10039号(電子マネー の送金方法) 等も参考になります。
- 8 同発明の請求項1の記載(本件発明1)は以下のと おりです。
 - 1 A 記憶媒体に記憶された金額データを読み書きす る記憶媒体読み書き手段と.
 - 1 B 前記流体の供給量を計測する流量計測手段と、
 - 1 C 1 前記流体の供給開始前に前記記憶媒体読み書 き手段により読み取った記憶媒体の金額データが 示す金額以下の金額を入金データとして取り込む と共に.
 - 1 C 2 前記金額データから当該入金データの金額を 差し引いた金額を新たな金額データとして前記記 憶媒体に書き込ませる入金データ処理手段と,
 - 1D 該入金データ処理手段により取り込まれた入金 データの金額データに相当する流量を供給可能と する供給許可手段と.
 - 1 E 前記流量計測手段により計測された流量値から 請求すべき料金を演算する演算手段と.
 - 1F1 前記流量計測手段により計測された流量値に 相当する金額を前記演算手段により演算させ、
 - 1F2 当該演算された料金を前記入金データの金額 より差し引き.
 - 1F3 残った差額データの金額を前記記憶媒体の金 額データに加算し.
 - 1 F 4 当該加算後の金額データを前記記憶媒体に書 き込む料金精算手段と.
 - 1 G を備えたことを特徴とする流体供給装置。
- 請求項1の構成要件は以下のとおり。
- A 処理対象となる被処理水を収容する第1の収容槽 E.
- B 該第1の収容槽内にオゾンを含むマイクロナノバ ブルを供給するオゾン供給手段と、
- C 前記オゾンによって処理された被処理水を残オゾ ンとともに収容する第2の収容槽と、
- D 該第2の収容槽内に酸素を含むマイクロナノバブ ルを供給する酸素供給手段と、
- E 前記第2の収容槽内に収容され、微小径の粉末状

に生成され個々の粉末にオゾン分子を集めるポー ラスを有する活性炭が担持される、多数の空孔が形 成された複数の担体と、から少なくとも構成されて おり、

- F 前記担体の空孔は、前記マイクロナノバブルより も大径に形成され、前記空孔内に好気性微生物及び 通性嫌気性微生物のいずれもが担持されている、
- G ことを特徴とする廃水処理装置。
- 10 同発明の請求項1の構成要件は以下のとおり。
 - 1-A 少なくとも1対の転送溝により構成される転 送路と、転送路の間に転動自在に介挿させた複数の 転動体により構成され、
 - 1-B 前記転動体は球体、もしくは両端に3次元曲 面の角部を有する円柱、または円錐、またはたる形、 またはこれらの複合曲面で形成されている転がり 装置であって、
 - 1-C 転送路の一部に転動体が一方の転送溝のみに 当接する無負荷領域を生成し、
 - 1-D かかる一方の転送溝の転送方向と直角方向の 断面を、球体である転動体、もしくは球体以外の転 動体の3次元曲面の角部、と2点接触する形状とし、
 - 1-E その接触角を転送路の他の部分に対し大きく した接触角変化路を形成したこと
 - 1-F を特徴とする転がり装置
- 11 ②の事案では、特許請求の範囲に、「該第1の収容槽 内にオゾンを含むマイクロナノバブルを供給するオゾ ン供給手段と、| (構成要件B)、「該第2の収容槽内に 酸素を含むマイクロナノバブルを供給する酸素供給手 段と、I(構成要件D)との記載があり、構成要件Bの 「オゾンを含む」の記載との対比から、構成要件Dの マイクロナノバブルは「オゾンを含まない」ものと解 釈したものであり、その意味で、「記載されていない 事項を記載されているものと解釈することは許されな い」との原則に抵触しないと理解することもできます。
- 12 特許1 (第5705288号) の構成要件は、以下のとおり です。
 - 1A PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和 することができ.
 - 1 B PCSK9との結合に関して、配列番号368、 175及び180のアミノ酸配列からそれぞれなるCD R1, 2及び3を含む重鎖と、配列番号158, 162及び 395からそれぞれなる CDR1, 2及び3を含む軽鎖

とを含む抗体と競合する.

- 1 C 単離されたモノクローナル抗体。 特許2 (第5906333号) の構成要件は以下のとお りです。
- 2A PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和 することができ.
- 2 B PCSK9との結合に関して、配列番号247、 256及び265のアミノ酸配列からそれぞれなるCD R1, 2及び3を含む重鎖と、配列番号222, 229及び 238からそれぞれなるCDR1.2及び3を含む軽鎖 とを含む抗体と競合する.
- 2 C 単離されたモノクローナル抗体。

ーつづくー 50は6月13日付掲載 ※次回は10月掲載予定